

1. 令和4年第1回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和4年3月8日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第15号郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の訂正について
- 日程3 議案第2号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第3号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第4号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第5号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第6号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第7号 郡上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
- 日程9 議案第8号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第9号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第10号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第11号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第12号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第13号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第14号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第15号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第16号 郡上市立学校体育施設等開放条例及び郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第52号 財産の取得及び処分の変更について
- 日程19 議案第53号 財産の取得及び処分の変更について
- 日程20 議案第54号 財産の無償譲渡について（干田野集会所）
- 日程21 議案第55号 市道路線の認定について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程21まで

日程22 議発第1号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議について

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市長公室付部長	河 合 保 隆
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	五味川 康 浩
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 已	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	佃 良 之	消 防 長	笹 原 克 仁
郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信	国保白鳥病院事務局長	川 尻 成 丈
代表監査委員	大 坪 博 之		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 坪 一 久	議会事務局 議会総務課 課長補佐	松 山 由 佳
--------	---------	------------------------	---------

議事
係
議
會
總
務
局
課
長

三 島 栄 志

◎開議の宣告

○議長（山川直保） 議員の皆様には、委員会に引き続き御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午後 1時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、5番 蓑島もとみ議員、6番 三島一貴議員を指名いたします。

◎議案第15号について（訂正説明）

○議長（山川直保） 日程2、議案第15号郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の訂正についてを議題とします。

訂正の理由について説明を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 議案第15号郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の訂正について御説明いたします。

お手元に配付させていただきました、A4横の資料にて御説明をさせていただきます。

条例改正の内容は、未就学児に課せられる国民健康保険税の医療給付費分及び後期高齢者支援金分の均等割額を、それぞれ10分の5軽減するもので、低所得者軽減が適用されている世帯においては、軽減後の均等割額の10分の5を軽減するものでございます。

誤りがあり、訂正させていただきますのは、第23条、国民健康保険税の減額に追加する第2項、未就学児に対する均等割額の軽減の第1号、医療給付費分及び第2号、後期高齢者支援分の金額となります。

訂正の理由としましては、第23条第1項第1号から第3号について軽減額を軽減後賦課額と解釈してしまったことにより、第23条第2項の第1号から第2号に定める額の計算を誤ってしまったことによります。

下の表の訂正前、1段目左から3番目の欄、低所得世帯軽減後賦課額は、正しくは右の表、訂正後にあるよう低所得世帯軽減額でありました。

軽減世帯区分ア、7割軽減世帯を例に御説明をいたしますと、訂正前の解釈は医療給付費分2万

5,500円の7割になる1万7,850円が軽減後の賦課額となるとの解釈でございましたが、正しくは訂正後医療給費分2万5,500円の7割である1万7,850円は、軽減額つまり2万5,500円から軽減される額となります。

下の計算例を御覧ください。こちらでも7割軽減世帯で御説明しますと、訂正前の解釈は、低所得世帯軽減額は2万5,500円掛ける0.3の7,650円、軽減して7割賦課となると解釈であり、軽減後賦課額は2万5,500円から7,650円を引いた1万7,850円、その額の10分の5である8,925円が未就学児軽減額となり、結果として未就学児軽減後賦課額は、1万7,850円から8,925円を引いた8,925円としておりました。

正しくは、下の訂正後の表となります。低所得軽減世帯軽減額は25,500円掛ける0.7の1万7,850円、7割を軽減するものであり、軽減後賦課額は2万5,500円から1万7,850円を引いた7,650円となります。その額の10分の5である3,825円が未就学児軽減額となり、低所得世帯軽減後賦課額7,650円引く3,825円の3,825円が未就学児軽減後賦課額となります。

同様な解釈で2割軽減世帯も誤っておりましたので、訂正前2,550円は訂正後1万200円となります。

また、後期高齢者支援分も同様な誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。5割軽減世帯は、誤った解釈でも正しい解釈でも、同額となりますので、訂正はございません。

議案書を御確認ください。

訂正の該当箇所は、1枚めくった改め分の下から5行目のアの金額3,825円と、その2行下、ウの金額1万200円、次のページの上から4行目、アの金額2,100円とその2行下、ウの金額5,600円。新旧対照表の6ページ、上から5行目のアの金額3,825円とその2行下、ウの金額1万200円、そこから5行下のアの金額2,100円とその2行下、ウの金額5,600円となります。

以上が訂正をお願いいたします内容でございます。

今回の誤りは、思い込みにより解釈を間違ってしまったことによりますので、職員には複数の職員にて確認を徹底するよう指導いたしました。

また、私自身、決裁中、あるいは提案説明の前の確認で気づくべき事項でございました。今後はこういったことのないよう確認を徹底します。

誠に申し訳ございませんでした。

○議長（山川直保） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号郡上市国民保険税条例の一部を改正する条例の訂正について承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第15号郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の訂正についてはこれを承認することに決定いたしました。

◎議案第2号から議案第55号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（山川直保） 日程3、議案第2号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程21、議案第55号 市道路線の認定についてまでの19議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 9番、野田でございます。

事務局の手を煩わせて、通告一覧というのを outs させていただきました。最初に、通告の質疑内容の一番下2行の分ですが、ちょっと付録の様な格好でつけさせていただいたんですが、本当にこういう条例文、法律文もそうですが、分かりにくいんです。何回読んでもよう分からない。難解でございます。

それで、何とか分かりやすくならんものかと書いてみましたが、やっぱりこういう文章というのはこうならざるを得ないということも理解できますので、続けて添付してあります資料のほうを読みまして、何とか理解をしていったんですが、質問の内容は上のほうに、ちょっと書かせていただきました。

第3条第2項に関わる問題です。この第3条2項は、文中に安全性と信頼性が担保されなきゃならない、まあ当然のことですけどもね、オンラインによって情報を提出したり、あるいは申告をしたりまた、情報を提供してもらったりすること、要するに役所に行かなくても家において、やり取りができるというふうになるということだと思んですが、ただ、私ちょっと心配なのは、ちょっと質疑内容のところ、読ませていただくといんですが、そういう内容ですので、ちょっと言ってみます。

安全性と信頼性が担保されたものについてオンライン化することにより、システムの故障や通信上の障害または機器操作技術上の問題、まあ、これは専ら私のほうですけども、などにより送信受理がうまくいかん場合があるんじゃないか、特に個人的な技術上のミスや未熟さによる問題はちょっと除外をしまして、よくあるように例えば銀行のオンラインシステムが故障したとか、停止したとか、うまく使えなかったから、今、停止中なんていうニュースがありますけども、これが全くないわけではないと思うんです。そうした場合は、こういうこともあり得るという前提で考えなきゃならないと思うんですね。もしあった場合は、それによって被害が生じた場合、その被害の責任の所在はどこにあるのかという問題なんです。

条文をよく読んでみますと、ユーザーといいますか、市民のほうから例えば申告が送られて、市役所のファイルやデータに記載された段階と、逆に受信した場合はその受信のサーバーまたはファ

イルに届いた場合と、ここで区切ることになっているんですが、それにしても様々なこの障害や不利益や損害が生まれる可能性はあると思うんですね。その辺はどのようにお考えなのか。あるいは条文をどういうふうに読んだらいいのか、ちょっとややこしくて、私自身もよう整理していませんが、万が一の故障の場合はどうなるかということです。もし、対応しておいでならばお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（山川直保） 野田勝彦議員の質疑に答弁を求めます。

日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） ありがとうございます。

ただいま第7号の郡上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についての御質問でございます。

本条例第3条は、先ほど御説明がございましたように、市がオンラインによる行政手続を推進するため、情報システムを整備することをこの条で規定をしたもので、その第2項では整備に当たっては、安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるとしております。

必要な措置というのは、例えば本市において、こういったネットワーク機器やソフトウェアについての安全性や信頼性のあるそういった機器をまず整備をして、それから正しいメンテナンスを行って運用していくということが必要なことで、そういったことを想定しております。

オンライン手続につきましては、書面とは異なりまして、有体物、物があるということで、あるものではないので、この第4条において、その到達時点を明確にして、共通に認識、送るほうと送られるほうが共通に認識をしておく必要があるというふうに考えております。

そういった備えをしても、御指摘のように機器の故障であったり、また、今サイバー攻撃などもございますが、そういったことで障害が起こるリスクはどうしてもゼロにはなりません、まずはトラブルが起こらないよう、そういったリスクを想定した仕組みづくりが大切であると考えております。

郡上市においては、当面、市民の皆様の利便性の向上につながる、まず申請等のオンライン手続を中心に進めていくこととしております。そこで、紙の文書でも同じですけれども、まずは申請者が送ったつもりでも、実際には送っておられなかったということでは、確認のしようがありませんので、送っていただいたということを前提に、現在、想定している仕組みとしましては、市に対して着実に送信をしていただければ、市から申請者に対し、受付確認メールが自動送信される機能がありますとか、それから申請状況がオンラインで申請者のほうで確認できる、そういった機能を採用することとしておりますので、申請者は申請等が実際に市に届いているかということが、確認はできるようになります。

また、市側では、申請者から申請等が届いたことを担当課のほうに自動通知する機能であるとか、それから進捗管理ができる機能なども採用する予定としておりますので、申請等に係る処理漏れが、それで防止をすることができるというふうに考えております。このような機能を通じまして、送ったつもりでも届いていなかったというようなことが防げるような仕組みづくりに配意しながら丁寧に進めてまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

なお、冒頭、おっしゃられました条文全体に文章表現が分かりにくいということにつきましては、この条例が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」がございまして、それに準じた書きぶりとなっておりますので、分かりにくいと思います。一般的に法律の文章は非常に分かりにくいということで、酷評されておりますけれども、それは法律文章というのは、必要要件を全て網羅しなければ誤解を生じてしまう、そういった可能性がありますので、何回でも正確性を優先せざるを得ないということになっておりますので、何とぞ御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（山川直保） 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） ありがとうございます。理解はしておるつもりですが、やっぱり何回読んでも難解でございます。

自動送信という、リターンですぐ返ってきて確認できるという、あるいは送ったのは向こうでは既読になっている、そういうシステム、私も若干分かっておりますので、それを使えば何とかなるのかな、しかしそれにしてもそれが使えない場合はどうするのかな、なんてことも考えたりします。

これはこれから起こり得ることも想定しながら、順次整備をしながら、こういうシステムは社会の発達上やむを得ん面もありますので、今さら、戻るわけにいかんということも含めて、十分な整備をそして案内をよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（山川直保） 以上で、通告による質疑は終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 以上で、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第55号までの19議案は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。ただいま所管の常任委員会に審査を付託しました19議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により3月22日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第55号までの19議案については、3月22日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで、日程の追加を行いたいと思います。

お諮りします。議発第1号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議についてを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議発第1号を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

◎議発第1号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保） ただいま日程に追加しました日程22、議発第1号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議についてを議題といたします。

まず、事務局長に朗読させます。

大坪議会事務局長。

○議会事務局長（大坪一久） それでは、朗読させていただきます。

議発第1号

ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議について

表記について、郡上市議会会議規則第14条第1項の規定に基づき、別紙決議案を提出する。

令和4年3月8日提出

提出者 郡上市議会議員 田中 やすひさ

賛成者 郡上市議会議員 渡辺 友三

郡上市議会議員 兼山 悌孝

郡上市議会議長 山川 直保 様

提出理由

ロシアによるウクライナへの侵略に対し、強く抗議の意を表するとともに、ロシア軍が完全かつ無条件に即時撤退し平和的解決が図られることを求め、政府に対し、国際社会との連携のもと厳格かつ適切な対応を講じられるよう求めるため。

1枚おめくりください。

ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議（案）

2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵略は、ウクライナの主権及び領土の一体性を

侵害する重大な国際法違反である。さらに非軍事施設への攻撃も拡大し、子どもを含む民間人の犠牲が増加している。

力による一方的な現状変更は断じて認められず、この事態は欧州にとどまらず、我が国が位置するアジアを含む国際秩序の根幹を揺るがしかねないものである。

さらに、ロシアは核兵器保有国であることを殊さら強調し、その使用すら示唆している。

本市は「非核平和都市宣言」を掲げ、本市議会においても「核兵器廃絶と武力紛争回避による世界恒久平和を求める意見書」を採択しており、このような暴挙を決して看過することはできない。

よって郡上市議会は、ロシアによるウクライナへの攻撃や主権侵害に対し、最も強い言葉で抗議の意を表するとともに、ロシア軍の完全かつ無条件に即時撤退し、早期に平和的な解決が図られることを強く求める。

また、国際社会の平和と安定は我が国の基本的な国益であり、政府におかれては、国際社会との連携のもと、力による現状変更を試みた国家に対し、厳格かつ適切な対応を講じられるよう求める。

以上、決議する。

令和4年3月8日

郡上市議会

○議長（山川直保） ここで提出者の説明を求めます。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 提出の説明の前に、若干、経緯に対して説明をさせていただきたいと思っております。

私が提出者として名前を連ねておりますが、これは賛成者の渡辺友三議員や兼山悌孝議員はじめ、多くの先輩、同志議員の皆さんから声が上がったものであることをまず冒頭申し上げたいというふうに思います。

また、議長、議運の委員長をはじめ、議会運営委員会でも可及的速やかに発議ができるように取り扱っていただいたことをまず、感謝を申し上げます。

それでは、提案説明に移りたいと思っております。

ウクライナの出来事は、我々とは関係のない遠い欧州の出来事ではございません。力による現状変更を決して許してはならないと考えています。仮に今回の侵略によって、ロシアが利益を得るならば、世界中に誤ったシグナルを送ることになり、我が国を取り巻く国際秩序を大きく揺るがすこととなります。

今、ロシアの侵略にウクライナの人たちは懸命な防衛をしております。これは、普遍的な価値観、価値を守るための戦いであるとも言えると思っております。ウクライナの人たちの命、自由を守る戦いは、

そして、平和を希求する思いは、基本的な価値観を共有する我々の戦いでもあり思いでもあると考えています。

ゆえに、事態はウクライナ対プーチン政権ではなく、ウクライナと国際世論対プーチン政権の様相を呈しているものと考えます。したがって、民意の代表機関である我々議会は、自由と平和を求める郡上市民の思いを武器とし、言論をもって、その戦いに参加し、幾ら強大な軍事力をもってしても、自由と平和を願う世界中の人々との戦いには決して勝利できないことを示すべきだと考えます。

以上、提案説明といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議発第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議発第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第1号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議発第1号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山川直保） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。御苦労さまでした。

（午後 1時26分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 山 川 直 保

郡上市議会議員 蓑 島 もとみ

郡上市議会議員 三 島 一 貴

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員